

保存期間長期

通達乙交総第111号

令和2年2月21日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

自動車運転代行業に関する事務処理要領の一部改正について

自動車運転代行業に関する事務の処理については、自動車運転代行業に関する事務処理要領の一部改正について（令和元年12月10日付け通達乙交総第617号。以下「旧通達乙」という。）に基づき、実施してきたところであるが、この度、つくば警察署開署に伴い、自動車運転代行業に関する事務処理要領の一部を改め、令和2年3月2日より実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達乙は、令和2年3月1日限り、廃止する。

## 自動車運転代行業に関する事務処理要領

### 第1 趣旨

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「規則」という。）及び自動車運転代行業関係事務取扱規程（平成14年茨城県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。）に定めがあるもののほか必要な事項について定める。

### 第2 自動車運転代行業の認定

自動車運転代行業を営もうとする者は、法第4条により公安委員会の認定を受けなければならないとされている。その申請に当たっては、規則第3条に規定する「認定申請書」（別添1）に政令第1条及び規則第4条に規定する書類（別添資料1参照）を添付し、主たる営業所を管轄する警察署に提出することとされているが、認定申請書の受理から認定証等の交付までは、次のとおり行う。

#### 1 認定申請書の受理

警察署長（以下「署長」という。）は、自動車運転代行業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）から申請があったときは、次により行う。

##### (1) 認定申請書を受理するときは、

- ア 申請書の必要部数と記載漏れの有無
  - イ 添付書類の有無等形式的要件
  - ウ 手数料納付の有無
- を確認する。

要件に不備がある場合には、直ちに修正できるものはその場で修正させ、形式的要件に適合しないものは当該申請の補正を求め是正させてから受理する。

##### (2) 申請は、認定申請書及び添付書類とも2部（正本及び副本）の提出を求め、副本は全て写しでよいこととする。

##### (3) 手数料は、「自動車運転代行業関係手数料納付書」（別添2）に茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）により規定する額（別添資料2参照）の茨城県収入証紙を貼付させて納付を受ける。

受理後は、茨城県証紙条例施行規則（昭和45年茨城県規則第57号）第15条の規定により、証紙と申請書にかけて鮮明に消印をするとともに、証紙収入日計票を作成し5年間保管する。

##### (4) 認定申請書を受理したときは、認定申請書の右上欄に受理年月日及び受理一連番号を記入し（別添資料3参照）「認定申請書受理簿」（別添3）に必要事項を記載する。

##### (5) 受理した認定申請書（正本）及び添付書類は、「認定申請書等進達書」（別添4）に添付し、交通総務課長を経由して速やかに進達する。

なお、副本は警察署で保管する。

## 2 認定に係る手続

交通総務課長は、次により認定に係る手続を行う。

- (1) 認定申請書の送付を受けたときは、法第3条各号に規定する要件について必要な調査を実施し、交通部長に報告する。

なお、法第3条第1号から第5号までの調査は、「照会書」(別添5)等により確認する。

- (2) 交通部長は、認定又は認定拒否の処分をするときは、規程第4条に規定する「認定に関する協議書」により茨城県知事と協議する。
- (3) 調査の結果、申請者が法第3条各号のいずれにも該当せず、前記(2)の協議において認定の同意を得たときは、認定に対する意見を付して交通部長に報告する。
- (4) 認定された場合には、規則第5条に規定する認定証を作成する。
- (5) 調査の結果、申請者が法第3条各号のいずれかに該当すると認められ、前記(2)の協議において認定拒否の同意を得たときは、その結果について警察本部長に報告する。認定を拒否する処分が決定されたときは、規程第3条に規定する「認定に関する通知書」を作成する。

## 3 認定又は認定拒否の通知及び交付

- (1) 交通総務課長は、認定の可否について認定申請者に電話で通知するとともに、「認定証送付書」(別添6)に、認定証又は「認定拒否通知送付書」(別添7)に認定に関する通知書を添付し受理警察署に送付する。

- (2) 署長は、前記書類の送付を受けたときは、認定申請者に対し速やかに認定証又は認定に関する通知書を交付し、認定申請受理簿欄に受領印を徴収するとともに、交付結果を交通総務課長に報告する。

なお、交付に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類等により、被交付者の身分を確認する。

## 4 台帳の備付け

交通総務課長は、認定業者ごとの「自動車運転代行業認定台帳」(別添8)を作成し、その写しを署長に送付する。また、「認定申請結果簿」(別添9)を備え付け、所要の事項を記載する。

## 5 その他

- (1) 申請を受理する警察署は、備付けその他の適当な方法により認定に係る審査基準及び標準処理期間を公にしておくこと。(別添資料2参照)
- (2) 行政手続法に基づく認定申請に係る標準処理期間は、茨城県公安委員会が定める審査基準により45日と定められている。

## 第3 認定証の再交付

自動車運転代行業者は、法第5条の規定により認定証を亡失し、又は滅失したときは、認定証の再交付を受けなければならないとされている。再交付申請は、規則第6条に規定する「認定証再交付申請書」(別添10)を主たる営業所を管轄する警察署に提出することとされているが、その受理及び認定証の再交付は、次のとおり行う。

### 1 認定証再交付申請書の受理

署長は、次により認定証再交付申請書を受理する。

- (1) 認定証再交付申請書は2部（正本及び副本）提出を受けるものとする。  
なお、手数料の徴収方法及び受理時の留意点は、前記第2の1の(1)及び(3)と同様とする。
  - (2) 認定証再交付申請書を受理したときは、その内容を確認し、「再交付申請書受理簿」（別添11）に所要の事項を記載し、受理後速やかに認定証再交付申請書1部（正本）を認定申請書等進達書に添付のうえ、交通総務課長に進達する。  
また、副本は警察署で保管する。
- 2 認定証の再発行  
交通総務課長は、認定証再交付申請書を受理したときは、速やかに認定証を再発行して署長に送付するとともに、「再交付結果簿」（別添12）に所要の事項を記載する。
  - 3 再交付認定証の交付  
署長は、認定証の送付を受けたときは、申請者に対し速やかに交付する。その際、再交付申請書受理簿に受領印を徴収するとともに、交付結果を交通総務課長に報告する。  
なお、交付に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類等により、被交付者の身分を確認する。
  - 4 その他
    - (1) 受理する警察署は、備付けその他の適当な方法により認定証の再交付に係る審査基準及び標準処理期間を公にしておくこと。（別添資料2参照）
    - (2) 行政手続法に基づく再交付申請に係る標準処理期間は、茨城県公安委員会が定める審査基準により14日と定められている。

#### 第4 認定申請事項の変更

自動車運転代行業者は、法第8条の規定により、法第5条第1項に規定する事項（認定申請書に記載した事項）に変更が生じたときは、変更の届出書を提出しなければならないとされている。変更の届出書は、規則第8条に規定する「変更届出書」（別添13）に政令第3条に規定する書類（別添資料1参照）を添付し、主たる営業所を管轄する警察署に10日（届出書に戸籍の謄本、抄本又は登記簿の謄本を添付する場合にあっては20日）以内に提出することとされているが、その申請の受理、認定事項の変更及び認定証の交付は、次により行う。

##### 1 手数料

- (1) 変更の届出には、手数料を徴収する場合と徴収しない場合があるので、誤りの無いようにする。
- (2) 手数料を徴収する場合は、認定証に記載されている氏名、名称又は住所が変更になる場合である。

なお、規則第9条により、認定書の手換えが必要なときは、書き換える認定証を添付させる。

##### 2 変更届出書の受理

署長は、次により変更届出書を受理する。

- (1) 変更届出書は2部（正本及び副本）提出を受けるものとする。

なお、手数料の徴収方法及び受理時の留意点は、前記第2の1の(1)及び(3)と同様とする。

- (2) 変更届出書を受理したときは、「変更届出書受理簿」(別添14)に必要な事項を記載し、変更届出書(正本)及び添付書類を認定申請書等進達書とともに速やかに交通総務課長に進達する。

### 3 変更届に係る手続

交通総務課長は、次により変更届に係る手続を行う。

- (1) 法第3条に規定する事項の調査は、前記第2の2により行う。
- (2) 変更事項については、規程第6条に規定する「変更届出に関する通知書」により、茨城県知事に通知する。
- (3) 調査の結果、法第3条各号(7号及び8号を除く。)の欠格事項に該当したときは、取消しの事由となるので、その手続をとる。
- (4) 速やかに認定証の書換えを行い、これを署長に送付するとともに、「自動車運転代行業認定台帳」及び「記載事項変更届結果簿」(別添15)に所要の事項を記載する。

### 4 書換え認定証の交付

署長は、書換え後の認定証の送付を受けたときは、申請者に対し速やかに交付する。その際、変更届出書受理簿に受領印を徴収するとともに、交付結果を交通総務課長に報告する。

なお、交付に当たっては、運転免許証その他の身分を証明する書類等により、被交付者の身分を確認する。

### 5 その他

- (1) 受理する警察署は、備付けその他の適当な方法により認定証の書換えに係る審査基準及び標準処理期間を公にしておくこと。(別添資料2参照)
- (2) 行政手続法に基づく認定証の書換えに係る標準処理期間は、茨城県公安委員会が定める審査基準により14日と定められている。

## 第5 認定証の返納

自動車運転代行業者は、法第9条の規定により、営業を廃止したとき、認定が取り消されたとき、及び被認定者が死亡したとき等は認定証を返納しなければならないとされている。認定証の返納は、規程第7条に規定する「認定証返納届」を主たる営業所を管轄する警察署に提出することとされているが、その申請の受理、認定事項の変更及び認定証の交付は、次により行う。

### 1 返納届の受理

署長は、次により認定証返納届を受理する。

- (1) 認定証返納届は、2部(正本及び副本)提出を受けるものとする。  
なお、受理時の留意点は、前記第2の1の(1)と同様とする。
- (2) 認定証返納届を受理したときは、速やかに正本を交通総務課長に進達し、副本を保管しておく。

### 2 茨城県知事への通知等

交通総務課長は、前記1の(2)により認定証の送付を受けたときは、自動車運転代

行業認定台帳の備考欄に返納の理由及び返納日を記載し同台帳に添付して保管する。

また、規程第7条に規定する「認定証の返納に関する通知書」により、茨城県知事に通知する。

## 第6 認定の取消し

公安委員会は、法第7条の規定により、自動車運転代行業者が、不正な手段により認定を受けた場合や法第3条の欠格事由に該当する場合等、認定を与えたままにすることが自動車運転代行業の適正化を図る上で不相当であるとき、認定を取り消すことができるとされているが、認定の取消しは、次のとおり行う。

### 1 認定取消しの上申

交通総務課長及び署長は、自動車運転代行業者が法第7条第1項各号に掲げる認定の取消しの要件に該当すると認めるときは、必要な調査を実施し、疎明資料を添え、速やかに交通部長に報告（署長は交通総務課長を経由して）する。

### 2 認定取消しに係る手続

交通総務課長は、次により認定の取消しに係る手続を行う。

- (1) 認定の取消しを行うときは、規程第5条に規定する「認定取消しに関する協議書」に必要書類を添付し茨城県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において茨城県知事の同意を得たときは、その結果を警察本部長に報告する。
- (3) 認定の取消しを行う必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項第1号イの規定に基づき聴聞を行うが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）により行う。
- (4) 公安委員会において認定の取消しの決定があったときは、当該認定の取消しに該当する自動車運転代行業者に対し、規程第5条に規定する「認定取消し通知書」により通知する。
- (5) 交通総務課長又は署長は、前記(4)により認定を取り消したときは、認定の取消しを受けた自動車運転代行業者に直ちに認定証を返納させる。

## 第7 立入検査

公安委員会及び茨城県知事は、法第21条の規定により、公安委員会は交通の安全を図る観点から、茨城県知事は利用者の利益保護の観点から、自動車運転代行業に対する監督手段の一つとして認定の有無に関わらず自動車運転代行業者に報告や資料の提出を求め、また、営業所への立入検査を行うことができるとされているが、公安委員会が行う立入検査は、次により行う。

### 1 身分証明書の交付等

- (1) 職員に、規程第10条に規定する「身分証明書」を交付するときは、「身分証明書交付簿」（別添16）に所要の事項を記入する。
- (2) 身分証明書の管理に当たる管理責任者を置くこととし、警察本部にあっては交通総務課長、警察署にあっては交通課長とする。
- (3) 職員は、異動等で身分証明書が不要になったときは、速やかに交通総務課に返納する。

### 2 立入検査実施時の留意点

(1) 立入検査を実施するときは、次の点に留意する。

ア 立入りするまでの必要がない場合

報告又は資料の提出は、規程第9条で規定された「報告資料提出要求書」により行い、報告又は資料の提出で目的が達成できるときは、立入検査はしないものとする。

イ 立入検査を行う場合

立入検査開始前に関係者に身分証明書を提示して行う。

(2) 立入検査は、法の施行に必要な限度で行い得るものであり、犯罪捜査目的のためや法の施行に無関係な他の行政目的のために行うことはできない。

## 第8 注意、指示

公安委員会及び茨城県知事は、自動車運転代行業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるとき、当該自動車運転代行業者に対し、注意又は指示をすることができる」とされているが、公安委員会が行う注意又は指示は、次により行う。

1 注意・指示の上申

交通総務課長及び署長は、注意又は指示を行うことが必要と認めるときは、関係資料を添え、交通部長に報告する。

ただし、署長は、交通総務課長を経由して報告する。

2 指示に係る手続

交通総務課長は次により指示に係る手続を行う。

(1) 指示を行う必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則により行う。

(2) 指示を行うときは、規程第8条及び第11条により規定された「指示書」を作成し、署長に送付する。

(3) 交通部長は、法第22条及び第25条に基づく指示を行ったときは、規程第11条に規定された「指示に関する通知書」により茨城県知事に通知する。

3 注意に係る手続

指示に至らないとき又はその他規程第14条に規定された「注意書」を交付することが必要と認めるときは、注意書を作成し、署長に送付する。

4 指示書・注意書の交付

署長は、上記指示書又は注意書の送付を受けたときは、速やかに被処分者に交付し、その結果を交通総務課長に報告する。

## 第9 営業の停止

公安委員会は、法第23条の規定により、自動車運転代行業者、安全運転管理者及び運転代行業務従事者がこの法律若しくはこの法律の命令に違反し、業務の適正な運営が害されるおそれがあるとき、又は業務の適正化を図ることが困難なときは、営業の停止を命令することができる」とされているが、営業の停止の命令は、次により行う。

1 営業停止の上申

交通総務課長及び署長は、自動車運転代行業の営業停止を行う基準に該当する自動車運転代行業者を認知したときは、必要な調査を実施し、疎明資料を添え、速やか

に交通部長に報告（署長は交通総務課長を経由して）する。

## 2 営業停止に係る手続

交通総務課長は、次により営業停止命令に係る手続を行う。

- (1) 営業停止命令をするときは、規程第12条に規定する「営業停止命令に関する協議書」により、必要な書類を添付し、茨城県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において茨城県知事の同意を得たときは、その結果を警察本部長に報告する。
- (3) 営業停止命令を行う必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については、聴聞及び弁明の機会に付与に関する規則により行う。
- (4) 営業停止命令を行うときは、管轄する署長に、規程第12条に規定する「営業停止命令書」及び「行政処分送付書」（別添17）を送付する。
- (5) 営業の停止結果について公安委員会に報告する。

## 3 営業停止命令書の交付

署長は、営業停止命令書等の送付を受けたときは、「行政処分受理簿」（別添18）に所要の事項を記載するとともに、速やかに被処分者に交付し、その結果を交通総務課長に報告する。

# 第10 営業の廃止

公安委員会は、法第24条の規定により、認定の拒否を受けて営んでいる者、認定を取り消されて営んでいる者、法第3条各号（安全運転管理者の選任の規程及び損害賠償保険の措置の規程を除く。）の欠格事由のいずれかに該当して営んでいる者については、営業の廃止を命ずることができるとされているが、営業の廃止は次により行う。

## 1 営業廃止の上申

交通総務課長及び署長は、自動車運転代行業の営業廃止を行う基準に該当する自動車運転代行業者を認知したときは、必要な調査を実施し、疎明資料を添え、速やかに交通部長に報告（署長は交通総務課長を経由して）する。

## 2 営業廃止に係る手続

交通総務課長は、次により営業廃止命令に係る手続を行う。

- (1) 営業廃止命令をするときは、規程第13条に規定する「営業廃止命令に関する協議書」に必要な書類を添付し、茨城県知事と協議する。
- (2) 前記(1)の協議において茨城県知事の同意を得たときは、上記結果を警察本部長に報告する。
- (3) 営業の廃止を行う必要があると認めるときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、弁明の機会を付与しなければならないが、その手続については聴聞及び弁明の機会に関する規則により行う。
- (4) 営業廃止命令が決定されたときは、管轄する署長に、規程第13条に規定する「営業廃止命令書」を送付する。

## 3 営業廃止命令書の交付

署長は、営業廃止命令書の送付を受けたときは、行政処分受理簿に所要の事項を記載するとともに、速やかに被処分者に交付し、その結果を交通総務課長に報告する。



## 第11 処分の公表

交通総務課長は、公安委員会が認定の取消し、指示、営業の停止又は営業の廃止（以下「公表対象処分」という。）を行ったときは、次により公表を行う。

- (1) 公表を行うときは、茨城県警察ホームページに別添19を掲載するなどの方法により行う。
- (2) 茨城県警察ホームページへの掲載期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。
- (3) 公表が適切でないと認められるときは、公表しないものとする。

## 第12 その他

署長は、次に掲げる事案を認知したときは、その都度、交通総務課長を經由して交通部長に報告する。

- (1) 自動車運転代行業者又は運転者による犯罪及び紛議等の不祥事案を認知したときは、「自動車運転代行業者による犯罪等の報告書」（別添20）又は「自動車運転代行業務従事者による犯罪等の報告書」（別添21）
- (2) 自動車運転代行業者に関する犯罪を送致したときは、「自動車運転代行業に関する犯罪の送致状況の報告書」（別添22）

別添資料1

申請書添付書類一覧	
認	[個人] ① 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る）（民法第753条の規定により成年に達したものとみなされた未成年者（外国人を除く）にあつては <b>戸籍の謄本又は抄本</b> ） ② 法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り） ③ 法第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関し民法第6条第1項の規定により営業を許された未成年者にあつては、 <b>未成年者登記簿の謄本</b> ④ 法第3条第6号のただし書きの適用を受ける未成年者にあつては、法第2条第2項に規定する <b>自動車運転代行業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面並びに法定代理人に係る①及び②に定める書類</b> （法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人に係る⑦から⑩に定める書類） ⑤ <b>国土交通省令で定めるもの【損害賠償措置の書類】</b> （別紙の①） ⑥ <b>国家公安委員会規則で定めるもの【安全運転管理者等選任の書類】</b> （別紙の②及び③）
	[法人] ⑦ <b>法人の登記事項証明書</b> ⑧ <b>定款又はこれに代わる書類</b> ⑨ 法第3条第9号に規定する <b>役員の名簿</b> ⑩ <b>役員住民票の写し</b> （住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る） ⑪ 役員に係る法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載したものに限り） ⑤ <b>国土交通省令で定めるもの【損害賠償措置の書類】</b> （別紙の①） ⑥ <b>国家公安委員会規則で定めるもの【安全運転管理者等選任の書類】</b> （別紙の②及び③）
	法第5条第1項第1号に掲げる事項（氏名、名称又は法人の代表者の氏名に限る）
	[個人] ① 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る）（民法第753条の規定により成年に達したものとみなされた未成年者（外国人を除く）にあつては <b>戸籍の謄本又は抄本</b> ）
	[法人] ⑦ <b>法人の登記事項証明書</b>
	法第5条第1項第2号に掲げる事項（法人の主たる営業所の所在地に限る）
変	[法人] ⑦ <b>法人の登記事項証明書</b>
	法第5条第1項第3号に掲げる事項（法12条に規定する措置）
	[個人・法人] ⑤ <b>国土交通省令で定めるもの</b>
	法第5条第1項第4号に掲げる事項（安全運転管理者等の氏名及び住所）
	[個人・法人] ⑥ <b>国家公安委員会規則で定めるもの</b>
	法第5条第1項第5号に掲げる事項（役員の名簿）
更	[法人]（法人の登記事項証明書にあつては、役員が登記事項である場合に限る） (1) 役員が新たに就任した場合（再任された場合を除く） ⑦ <b>法人の登記事項証明書</b> ⑫ <b>当該役員住民票の写し</b> （住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）が記載されたものに限る） ⑬ 当該役員に係る法第3条第5号に該当しない者であることを誓約する書面及び精神機能の障害に関する医師の診断書（法第3条第5号に該当しない者であることが明らかであるかどうかの別を記載されたものに限る） (2) 役員が再任され、又は退任した場合 ⑦ <b>法人の登記事項証明書</b>

(3) 役員の氏名に変更があった場合((1)及び(2)に掲げる場合を除く)

⑦ 法人の登記事項証明書

⑫ 当該役員の住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る)

再  
交  
付

添付書類はなし

※ 法とは自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律をいう。

## 別紙

	<p><b>国土交通省令で定めるもの（損害賠償措置の書類）</b></p> <p>① 次に定める基準に適合する<b>損害賠償責任保険契約の締結を証する書類</b>又は<b>損害賠償責任共済契約の締結を証する書類</b>。</p> <p>(ア) 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。</p> <p>a 代行運転自動車の運行により生じた利用者その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償することによって生ずる損失を告示に定める額以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。</p> <p>b 自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。</p> <p>c 保険期間中の保険金支払額に制限がないこと。</p> <p>d 随伴用自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての随伴用自動車の台数分の契約を締結すること。</p> <p>e その他告示に定める要件に適合すること。</p> <p><b>※告示とは、国土交通省で定める告示である。</b></p> <p>(イ) 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。</p> <p>a 前号 a, b, d 及び e に掲げる要件に適合すること。</p> <p>b 共済期間中の共済金支払額に制限がないこと。</p>
	<p><b>国家公安委員会規則で定めるもの（安全運転管理者等選任の書類）</b></p> <p>② <b>選任した安全運転管理者の住民票の写し</b></p> <p>③ <b>自動車運転の管理に関する経歴を記載した書面</b>又は公安委員会の<b>資格認定書</b>（安全運転管理者等資格認定申請書でもよいこととする。）</p> <p>※ 資格認定書については、安全運転管理者等資格認定申請書（様式第36号）の申請を受け（正 副2部）、<b>正1部を送付</b>し、交通総務課で認定手続きをする。</p> <p>資格認定書は、交通総務課で<b>申請書類 正</b>に添付する。警察署にあつては資格認定書の写しを送付するので<b>申請書類 副</b>とともに整理保管すること。</p>

## 別添資料 2

### 茨城県警察関係手数料条例で定められている自動車運転代行関係手数料

申請の種類	手数料
自動車運転代行業の認定	12,000円
認定証の再交付	1,700円
認定証の書換え	2,100円

※ 自動車運転代行関係手数料納付書に茨城県収入証紙を貼付し納付する。

### 審査基準

処分の概要	標準処理期間	審査基準
自動車運転代行業の認定	45日以内	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条各号のいずれかにも該当しないことを認定する。</p> <p>① 同法第4号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>(注1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>(注2) 暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条に掲げるものをいう。</p> <p>② 同条第8条に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。</p>
認定証の再交付	14日以内	審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから審査基準を定めることを要しない。
認定証の書換え	14日以内	審査基準が法令の定めに尽くされている処分であることから審査基準を定めることを要しない。

別添資料 3

申請書等受理簿受理番号の付し方

警察署	番 号	警察署	番 号
水 戸	水-0001~	牛 久	牛-0001~
笠 間	笠-0001~	稲 敷	稲-0001~
ひたちなか	ひ-0001~	土 浦	土-0001~
那 珂	珂-0001~	石 岡	石-0001~
大 宮	宮-0001~	つ く ば	つ-0001~
太 田	太-0001~	筑 西	筑-0001~
大 子	子-0001~	下 妻	妻-0001~
日 立	日-0001~	桜 川	桜-0001~
高 萩	高-0001~	結 城	結-0001~
鉾 田	鉾-0001~	常 総	常-0001~
鹿 嶋	鹿-0001~	古 河	古-0001~
神 栖	神-0001~	境	境-0001~
行 方	行-0001~	取 手	取-0001~
竜ヶ崎	竜-0001~	交通総務課	総-0001~